第６講　財政

１　財政の機能

①財政→国家財政と地方財政

政府（国と地方公共団体）の行う経済活動を**財政**という。利潤の最大化を求める民間企業では満たされない公共財を供給。政府が租税などの資金を家計・企業から徴収し，支出する。

※財政法（1947 年）にもとづき運用されている。

②財政の三機能

Ａ　**資源配分の調整〔資源の再配分〕**

租税や公債〔国債〕を財源に，市場を通じては供給されないか，必要量に満たない（＝市場の失敗）ような**公共財の供給**を，社会的・政治的配慮も含めて行う。

※社会資本〔インフラストラクチャー〕の整備や社会保障などの公共サービスを提供。

Ｂ　**所得の再分配**

所得税・相続税の**累進(るいしん)課税制度**や**社会保障制度**を利用し，高所得者から低所得者への所得移転を行う。

Ｃ　**景気の安定化〔景気の調整〕**

公共事業などを通し，財政規模を増減させ有効需要（貨幣の使用をともなう需要）を操作。政府による**フィスカル･ポリシー〔裁量的財政政策〕**や，財政制度に組み込まれ機能する**ビルト・イン・スタビライザー〔景気の自動安定化装置〕**など。

２　財政政策

①財政政策とは？

政府（国や地方公共団体）が，資源配分の調整・所得の再分配・景気の安定化などを目標に行う経済活動。

②景気の調整

A　**フィスカル・ポリシー〔裁量的（伸縮的・補正（ほせい）的）財政政策〕**

好況・不況という状態に応じ，経済を安定させようとする財政政策。

あ　好況期

税率引き上げと公共事業縮小により，景気を抑制（よくせい）。

い　不況期

税率引き下げと公共事業拡大により，景気を刺激。

B　**ビルト・イン・スタビライザー〔景気の自動安定化装置〕**

累進課税制度や**社会保障制度**を組み入れておくと，財政が自動的に景気を調整する機能をもつようになること。

あ　好況期

税収の増大と社会保障費支出の縮小により，有効需要を抑制。

い　不況期

税収の減少と社会保障費支出の増大により，有効需要を拡大。

③ポリシー・ミックス

景気の調整と物価の安定というような複数の政策目標を同時に達成するため，**政府による財政政策と日本銀行による金融政策を複合させること**。

３　財政のしくみと課題

①予算

財政は，一会計年度（４月１日～翌年３月31日まで）の歳入・歳出の見積もりである**予算**に従って運営される。予算を国会で議論し決定することで，政府に対し国民の意思を反映させることを，財政民主主義という。

※通常国会において本予算〔当初予算〕の成立が遅れる場合は暫定(ざんてい)予算を組む。
また，本予算成立後にも必要があれば補正予算を組む。

※財政投融資計画も，予算と並行して国会で策定・議決される。

Ａ　**一般会計**予算（2020年度当初・概算(がいさん)，総額約102兆円）

政府の通常の活動にともなう会計（予算）。

あ　歳入

租税・印紙収入（約62％），**公債金**（約32％），その他。

い　歳出

社会保障関係費（約35％），**国債費**（約23％），**地方交付税交付金等**（約15％），公共事業関係費（約７％），文教及び科学振興費（約５％），防衛関係費（約５％）など。

Ｂ　**特別会計**（予算）

国が特定の事業を営む場合や，特定の資金を保有して運用を行う場合などのための会計（予算）。

Ｃ　政府関係機関予算

特別な法により設立され，政府が全額出資する法人に関する予算。

※日本政策金融公庫，沖縄振興開発金融公庫，国際協力銀行など。

②決算

一会計年度における歳入と歳出の実績を示す**決算**は，**会計検査院**の検査を受けた後，内閣が次年度に国会に提出し，承認を受ける。

〈 ***Note*** 〉

③租税制度

望ましい課税の基本原則としては，公平・中立・簡素の３つがあげられる。また，国民への課税は必ず法律にもとづくという**租税法律主義**がとられている。

A　租税の種類

あ　**直接税**

納税者と担税者が一致する税。

１　国税

所得税・法人税・相続税・贈与(ぞうよ)税など。

２　地方税（都道府県税）

都道府県民税・事業税・不動産取得税・自動車税など。

３　地方税（市区町村税）

市区町村民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税など。

い　**間接税**

納税者と実質的負担者が異なる税。

１　国税

消費税・酒税・たばこ税・揮発油(きはつゆ)税・関税・印紙税など。

２　地方税（都道府県税）

地方消費税・都道府県たばこ税・軽油引取税・ゴルフ場利用税など。

３　地方税（市区町村税）

市区町村たばこ税・入湯(にゅうとう)税など。

B　**直間比率**

戦後日本の税制は，**シャウプ勧告**（1949年）によりアメリカにならい**直接税（所得税）中心主義**をとってきた（約７：３）。しかし，税務当局による業種ごとの**所得捕捉率**(ほそくりつ)の不公平や高い累進課税率（現在は緩和(かんわ)）が，納税・勤労意欲を低下させるなどの弊害(へいがい)を生んだ。**1989年**に大型間接税である**消費税**が導入されて以来，間接税の比率が増え，現在では消費税率UPの影響もあり，国税のみの直間比率は**約58：42**となっている。

※所得捕捉率は俗にクロヨン（９：６：４），トーゴーサン（10：５：３）などとよばれる。内訳(うちわけ)は，左から順に給与所得者・自営業者・農業者。

C　**国税**と**地方税**の比率

国と地方の支出割合が約４：６なのに対し，国と地方の税収比は約６：４で，地方公共団体は支出のすべてを税収でまかなうことができない。

※その差額は地方交付税交付金や国庫支出金など，国から地方への移転財

源でまかなわれている。

※ 2000 年代に入り，小泉純一郎内閣が始めた三位一体（さんみいったい）改革で，**地方への税源の移譲**が進んだ。

D　**垂直的公平**

それぞれの経済状態に応じて税を負担する。たとえば，所得が多い人ほど多くの税を負担する。

※所得税・相続税は**累進課税制度**をとるが，近年は緩和され，所得再分配効果は低下傾向にある。

E　**水平的公平**

同じ経済状態の人は等しい負担をする。

※消費税などの間接税は，所得にかかわらず一律に税率が適用されるため，低所得者ほど所得に占める税負担の割合が重くなる**逆進性**の問題がある。

F　国民負担率

国民所得〔NI〕に占める租税負担率に社会保障負担率を加えたもの。約44％。

④**財政投融資**→かつては「**第二の予算**」とよばれた

財政の金融機関化で，国による銀行活動ともいえる。**財政投融資計画**も予算と同様に**国会に提出され，承認を受ける必要がある**。

A　原資

かつては郵便貯金や国民年金・厚生年金積立金が全額義務委託され，低金利で特殊法人などに貸し付け，公的な事業に財政援助をしてきた。しかし，郵便貯金や年金積立金の自主運用が始まった 2001 年以降は，財政融資資金特別会計が発行する**財投債**と，政府関係機関や特殊法人が自ら発行する**財投機関債**により，金融市場から直接調達するようになった。

B　投資・運用先

特殊法人改革により整理・統合や民営化が進んだため，対象機関も少なくなり，2000 年代を通じ**財政投融資はほぼ半減**した。

⑤公債

公債は，国が発行する**国債**（短期・中期・長期・超長期）と地方公共団体が発行する**地方債**に大きく分かれる。1947 年に制定された**財政法**では，原則的に公債の発行を禁止しているが，国会の議決を経た金額の範囲内で**建設国債の発行を認めている**。

※財投債や財投機関債も公債の一種。

A　**建設国債**➡ 1966 年以降

特定の公共事業の資金調達を目的とした国債。東京オリンピックの翌年にあたる 1965 年の不況（昭和 40 年不況）を契機とする。

B　**赤字国債〔特例国債〕**➡ 1965 年度補正予算で戦後初めて発行

一般財源確保のため，年度ごとに国会で（公債）**特例法**を制定し発行する国債。1973 年の第一次石油危機後の低成長を背景に，75 年以降恒常化。

※ 1991 年度～ 93 年度は発行されていない。

C　**市中消化の原則**

財政法では，**日本銀行の公債引き受けは原則として禁止**している。

⑥財政の課題

A　**公債依存度**（いぞんど）の高まり➡ 2020 年当初予算

歳入に占める**公債金**の割合（約 32％），歳出に占める**国債費**（国債元金（がんきん）・利子などの支払経費，約 23％）の割合が伸び，**財政の硬直化**が起きている。

B　クラウディングアウト

公共投資のための国債の発行により金利が上昇すると，企業の借り入れが困難となり，民間投資が圧迫・抑制されてしまう現象。

C　**プライマリー・バランス〔基礎的財政収支・PB〕**の悪化

歳入・歳出のうち，公債〔国債〕に関わる部分を除いた収支。これが均衡していれば健全な財政と判断される。そのためにはペイ・アズ・ユー・ゴーの原則が必要。

※国・地方長期債務残高は，対 GDP〔国内総生産〕の約２倍の超高水準。

D　東日本大震災からの復興費（2011 年～）

復興債が発行され，所得税・住民税・法人税の税率が引き上げられた。

E　抜本的な税制改革の必要性

少子高齢化が進むなか，公債の濫発（らんぱつ）により将来世代に負担が転嫁（てんか）され，**世代間の公平が損なわれる**現状の解決が切望されている。

〈***Note***〉

第６講　確認テスト

1　「財政の三機能」としてふさわしくないものを選べ。
①資源配分の調整　②所得の再分配
③景気の安定化　④財政の硬直化

2　累進課税制度や社会保障制度を組み入れておくと，財政が自動的に景気を調整する機能をもつようになることを何というか？
①クラウディングアウト　②フィスカル・ポリシー
③ビルト・イン・スタビライザー　④ポリシー・ミックス

3　一般会計予算で２番目の割合を占める歳出の項目とは？
①社会保障関係費　②国債費
③地方交付税交付金等　④公共事業関係費

4　国の決算の検査をする機関とは？
①財務省　②金融庁　③会計検査院　④国家公安委員会

5　望ましい課税の３つの基本原則としてふさわしくないものを選べ。
①自由　②公平　③中立　④簡素

6　次の直接税のうち，地方税であるものを選べ。
①所得税　②法人税　③相続税　④固定資産税

7　シャウプ勧告以降の戦後日本の税制は「直接税中心主義」とよばれたが，それはどこの国の制度にならったものか？
①中国　②アメリカ　③イギリス　④ノルウェー

8　税務当局の所得捕捉率が最も高い業種の従事者とは？
①給与所得者　②自営業者　③農業者　④政治家

9　財政投融資はかつて何とよばれたか？
①良心の囚人　②第二の予算　③見えざる手　④トーゴーサン

10　1966 年度に初めて登場した，特定の事業の資金調達を目的とした公債で，財政法で発行が認められているものは？

①建設国債　②赤字〔特例〕国債　③財投債　④復興債

11　歳入・歳出のうち，公債〔国債〕に関わる部分を除いた収支を何というか？

①プライマリー・バランス　②コールレート

③ペイオフ　④クロヨン

解答

1	④	2	③	3	②	4	③	5	①	6	④
7	②	8	①	9	②	10	①	11	①		